

第 38 回全国健康福祉祭埼玉大会

# ねんりんピック彩の国さいたま 2026

「咲き誇れ! 長寿と笑顔 彩の国」

令和 8 年 11 月 7 日(土)~10 日(火)

ねんりんピック彩の国さいたま 2026

鴻巣市実行委員会

設立総会・第 1 回総会



鴻巣市メインキャラクター  
「ひなちゃん」

日 時 : 令和 7 年 5 月 21 日(水)午後 2 時

場 所 : クレアこうのす大会議室 A・B



# 設立総会





# ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会 設立総会

## 次 第

### 1 開 会

2 あいさつ 鴻巣市長 並木 正年

### 3 説明事項

- (1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要について . . . P 1
- (2) 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の概要について . . . P 2～P 3
- (3) 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の開催にかかる  
本市の開催準備経過について . . . P 4

### 4 議 事

- (1) 議案第1号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
の設立について . . . . . P 5～P 6
- (2) 議案第2号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
会則（案）について . . . . . P 7～P 12
- (3) 議案第3号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
委員及び役員等の委嘱について . . . . . P 13～P 15
- (4) 議案第4号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
事務局規程（案）について . . . . . P 16～P 20

### 5 閉 会

---

#### 【参考資料】

- ・全国健康福祉祭のこれまでの開催状況 . . . . . P 21～P 22



### 3 説明事項

#### (1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要について

##### (ア) ねんりんピックとは

全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催されるスポーツと文化の祭典です。

##### (イ) 開催経過

厚生省創立 50 周年にあたる昭和 63 年（1988 年）に、兵庫県において第 1 回大会が開催され、毎年、都道府県持ち回りで開催されています。  
令和 8 年度には第 38 回大会が埼玉県にて開催されます。

##### (ウ) 参加者

祭典の主たる参加者は 60 歳以上の方としますが、世代間交流等にも積極的に配慮することとします。

##### (エ) 事業の内容

以下の 4 部門のイベントを実施します。

###### ①健康関連イベント

スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、健康づくり教室等

###### ②福祉・生きがい関連イベント

文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等

###### ③健康、福祉、生きがい共通イベント

シンポジウム、音楽文化祭等

###### ④オリジナルイベント

e スポーツ

## (2) 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の概要について

### (ア) 大会名称

第38回全国健康福祉祭埼玉大会

### (イ) 大会愛称

ねんりんピック彩の国さいたま2026

### (ウ) 主 催

厚生労働省、埼玉県、さいたま市、一般財団法人長寿社会開発センター

### (エ) 共 催

スポーツ庁

### (オ) 埼玉大会のテーマ

咲き誇れ！ 長寿と笑顔 彩の国

### (カ) 会 期

令和8年11月7日(土)から11月10日(火)までの4日間

### (キ) 埼玉大会参加予定数

延べ約60万人(観客を含む)

### (ク) 埼玉県基本方針

我が国は、かつて経験したことのない人口減少・超少子高齢化社会の到来に直面しています。これは世界でも我が国が最初に直面している現象です。

高齢者人口がピークとなる2040年に向け、「人生100年時代」を充実したものにできる社会を目指していくことが重要です。

第38回全国健康福祉祭埼玉大会は、大会に参加されるすべての方がスポーツや文化・芸術活動を楽しむとともに、埼玉県の魅力やおもてなしがいつまでも心に残る大会となるよう、次の目標を掲げて開催します。

### 《大会目標》

- 1 豊かな「人生100年時代」を目指す大会
- 2 地域や世代を超えた交流の素晴らしさを確かめ合い、誰一人取り残さない社会を実感できる大会
- 3 ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックのレガシーを次世代に引き継ぐ大会
- 4 埼玉の魅力とおもてなしの心をワンチームで届ける大会

## 交流大会開催種目一覧

区 分	種 目	会 場 地
スポーツ交流大会 (10種目)	卓球	春日部市
	テニス	さいたま市
	ソフトテニス	熊谷市
	ソフトボール	鴻巣市
	ゲートボール	深谷市
	ペタンク	秩父市
	ゴルフ	本庄市
	マラソン	戸田市
	弓道	上尾市
	剣道	行田市
	ふれあいスポーツ 交流大会 (16種目)	グラウンド・ゴルフ
太極拳		越谷市
サッカー		さいたま市
なぎなた		さいたま市
水泳		川口市
ダンススポーツ		川越市
ボウリング		草加市
ラグビーフットボール		熊谷市
インディアカ		桶川市
マレットゴルフ		新座市
サイクリング		小鹿野町
軟式野球		さいたま市・越谷市
スポーツウエルネス吹矢		所沢市
スポーツチャンバラ		三郷市
空手道	朝霞市	
レクリエーションダンス	久喜市	
文化 交 流 大 会 (4種目)	囲碁	幸手市
	将棋	蕨市
	俳句	さいたま市
	健康マーじゃん	川口市
計	30種目	24市町

### オリジナルイベント

eスポーツ	東松山市
-------	------

### (3) 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の開催にかかる 本市の開催準備経過について

年月日	準備経過
<p>・令和5年</p> <p>6月22日</p> <p>7月20日</p>	<p>県へ開催意向調査票（ソフトボール競技）を提出</p> <p>県のヒアリングを受ける</p>
<p>・令和6年</p> <p>2月27日</p> <p>5月22日</p> <p>8月 9日</p> <p>10月 1日</p> <p>10月20日 ～21日</p>	<p>県へ大会開催種目（ソフトボール競技）の承諾書を提出</p> <p>ねんりんピック彩の国さいたま2026に係る市町・競技 主管団体合同連絡会議</p> <p>ソフトボール競技実施要綱案のヒアリングを受ける</p> <p>健康福祉部内に「ねんりんピック推進プロジェクト」を設置</p> <p>ねんりんピックはばたけとっとり2024視察 (鳥取県米子市・琴浦町)</p>
<p>・令和7年</p> <p>1月29日</p> <p>4月 1日</p> <p>5月12日</p> <p>5月21日</p>	<p>ねんりんピック彩の国さいたま2026交流大会開催市町 担当職員研修会</p> <p>「ねんりんピック推進プロジェクト」執務室移転（吹上支所 第二棟内へ移転）</p> <p>ねんりんピック彩の国さいたま2026に係る市町・競技 主管団体合同連絡会議</p> <p>ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会 設立総会・第1回総会</p>

#### 4 議事

##### (1) 議案第1号

### **ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会の設立について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会の設立について承認を求めます。

## ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会 の設立について

第38回全国健康福祉祭埼玉大会「愛称:ねんりんピック彩の国さいたま2026」において、鴻巣市で実施するスポーツ交流大会及び関連イベントの開催にあたり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会」を設立する。

(2) 議案第2号

**ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
会則(案)について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則(案)について承認を求めます。

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この会は、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 実行委員会は、第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）において、鴻巣市で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

### （事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- (2) 大会等の企画及び運営に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 第2章 組織等

### （構成及び委員）

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大会等の開催に係る機関又は団体に属する役職者
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

### （役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 常任委員 15人以内

(4) 監事 2人

2 会長は、鴻巣市長をもって充てる。

3 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

4 監事は、委員を兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、第11条第5項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 会長、委員及び監事の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第2項第1号に掲げる委員及び監事が委嘱時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情により、委員又は監事から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬)

第8条 会長、委員及び監事は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 大会等の開催の基本方針に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会へ委任する事項に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 8 会長は、第3項各号に掲げるもののうち、緊急やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会の決定に代えることができる。

(常任委員会)

- 第11条 常任委員会は、常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、常任委員のうちから会長が指名する。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 5 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
    - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 6 常任委員会は、前項第2号及び第3号の規定により議決したときは、

これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

7 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項で軽易なものであると認めるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(会計)

第14条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### 第7章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、鴻巣市に帰属

するものとする。

## 第 8 章 補則

### (委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、最初の総会の招集は、鴻巣市長が行う。

(3) 議案第3号

**ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
委員及び役員等の委嘱について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会委員及び役員等について、別紙委員名簿のとおり承認を求めます。

## ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会委員名簿

(敬省略)

分野	No.	組織名称等	実行委員会	常任委員会
主催者	1	鴻巣市長	会長	—
市行政 15名	2	鴻巣市副市長	副会長	委員長
	3	鴻巣市教育長	副会長	—
	4	鴻巣市市長政策室	委員	委員
	5	鴻巣市危機管理監	委員	—
	6	鴻巣市総務部	委員	—
	7	鴻巣市財務部	委員	—
	8	鴻巣市市民生活部	委員	—
	9	鴻巣市健康福祉部	委員	副委員長
	10	鴻巣市こども未来部	委員	—
	11	鴻巣市環境経済部	委員	—
	12	鴻巣市都市建設部	委員	—
	13	鴻巣市上下水道部	委員	—
	14	鴻巣市教育委員会教育部	委員	—
	15	鴻巣市吹上支所	委員	—
	16	鴻巣市議会事務局	委員	—
市議会 1名	17	鴻巣市議会	副会長	—
競技主管団体 スポーツ関係 5名	18	埼玉県ソフトボール協会	委員	委員
	19	埼玉県ソフトボール協会県南支部	委員	委員
	20	鴻巣市ソフトボール協会	委員	委員
	21	鴻巣市スポーツ協会	委員	—
	22	鴻巣市スポーツ推進委員連絡協議会	委員	—
官公庁関係 4名	23	埼玉県鴻巣保健所	委員	—
	24	埼玉県北本県土整備事務所	委員	—
	25	鴻巣警察署	委員	—
	26	埼玉県中央広域消防本部	委員	委員
市民団体関係 8名	27	鴻巣市自治会連合会	委員	—
	28	社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会	委員	委員
	29	鴻巣市消防団	委員	—
	30	鴻巣市老人クラブ連合会	委員	委員
	31	鴻巣ひな人形協会	委員	—
	32	鴻巣市花組合	委員	—
	33	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	委員	—
	34	鴻巣市食生活改善推進員協議会	委員	—

教育関係 4名	35	鴻巣市小・中学校長会	委員	委員
	36	埼玉県立鴻巣高等学校	委員	—
	37	埼玉県立鴻巣女子高等学校	委員	—
	38	埼玉県立吹上秋桜高等学校	委員	—
商工・経済関係 4名	39	鴻巣市商工会	委員	委員
	40	一般財団法人 鴻巣市観光協会	委員	委員
	41	さいたま農業協同組合	委員	—
	42	ほくさい農業協同組合	委員	—
医療・衛生関係 3名	43	一般社団法人 鴻巣市医師会	委員	委員
	44	鴻巣薬剤師会	委員	—
	45	鴻巣市赤十字奉仕団	委員	委員
交通・通信関係 6名	46	鴻巣市交通指導員協議会	委員	委員
	47	鴻巣地区交通安全協会	委員	—
	48	東日本旅客鉄道 株式会社	委員	—
	49	株式会社 フラワーコミュニティ放送	委員	—
	50	鴻巣市内郵便局	委員	—
	51	鴻巣地区警察タクシー連絡協議会	委員	—
監事	52	鴻巣市会計管理者	監事	
監事	53	鴻巣市スポーツ協会	監事	

注) 個人情報保護のため、名簿の一部を編集しています。

(4) 議案第4号

**ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
事務局規程(案)について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会事務局規程(案)について承認を求めます。

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
事務局規程 ~~（案）~~

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

（設置）

第2条 事務局は、鴻巣市健康福祉部ねんりんピック推進プロジェクト内に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌する事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人
- (3) 事務局員 若干人

2 前項に掲げる職員のほか、必要に応じ、事務局に臨時職員を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長をを補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する

3 事務局員は、事務局長又は事務局次長の命を受け担当事務を処理する。

4 臨時職員は、前3項の掲げる職員の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

(服務)

第6条 臨時職員の服務については、鴻巣市の例による。

### 第3章 決裁

(専決事項)

第7条 事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、鴻巣市事務決裁規程(昭和59年鴻巣市訓令第3号)第6条に規定する課長の例により、専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第8条 前条の専決事項について事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要と認められる事項については、代決してはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合については、この限りでない。

3 前項の規定に基づき、代決した事項については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

### 第4章 文書及び公印

(文書)

第9条 文書には、「鴻ね実」の記号及び会計年度ごとの一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りでない。

2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

3 会則第17条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を

鴻巣市へ引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、鴻巣市文書取扱規程（平成17年鴻巣市訓令第7号）の例による。

（公印）

第10条 事務局で使用する公印の名称、書体及び寸法は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理は、事務局長が行うものとする。

## 第5章 旅費

（旅費及び費用弁償）

第11条 事務局職員の旅費の額及び支給方法については、鴻巣市職員等の旅費に関する条例（平成3年鴻巣市条例第6号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、鴻巣市職員等の旅費に関する条例の例による。

- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

## 第6章 財務及び会計

（予算）

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度ごとに予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

## 第7章 補則

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月21日から施行する。

### 別表第1 (第3条関係)

所掌事務	
1	総会及び常任委員会に関すること。
2	実行委員会の予算、決算その他財務に関すること。
3	事務局の組織、人事及び服務に関すること。
4	広報活動に関すること。
5	関係機関及び競技団体との連絡調整に関すること。
6	実行委員会の庶務に関すること。
7	その他実行委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

### 別表第2 (第7条関係)

専決事項	
事務局 長	1 事務局の組織に関すること。
	2 予算編成及び決算の報告事項に関すること。
	3 職員の服務に関すること。
	4 職員等の出張命令及び復命の受理に関すること。
	5 職員等の分掌事務に関すること。
	6 収入の調定及び収入命令に関すること。
	7 物品の購入、賃貸借及び修理並びに業務委託に関すること。
	8 支出負担行為及び支出命令に関すること。
	9 予算の流用に関すること。
	10 申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。
	11 その他会長名をもってする軽易な事項に関すること。

### 別表第3 (第10条関係)

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)
鴻巣市実行委員会会長印	てん書	方21
鴻巣市実行委員会事務局長	てん書	方21

## 【これまでの開催状況】

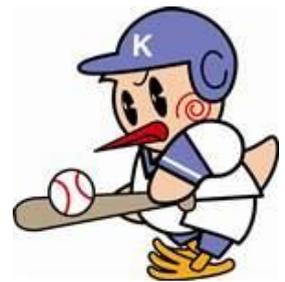
参考資料

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、厚生省創立 50 周年を記念して昭和 63 年（1988 年）に第 1 回大会が開催されて以来、都道府県持ち回りで開催されている。

大会名称	テーマ及び会期
第 1 回 ひょうご大会	いのち輝く 長寿社会 昭和 63 年 10 月 30 日（日）～11 月 2 日（水）
第 2 回 おおいた大会	健やか人生 きらめく生命 平成元年 11 月 3 日（金）～11 月 6 日（月）
第 3 回 びわこ大会	輝く長寿 あなたとともに 平成 2 年 9 月 29 日（土）～10 月 2 日（火）
第 4 回 いわて大会	ささえる長寿 あなたが主演 平成 3 年 9 月 21 日（土）～9 月 24 日（火）
第 5 回 やまなし大会	健やかに 伸びやかに 晴れやかに 平成 4 年 10 月 31 日（土）～11 月 3 日（火）
第 6 回 京都大会	健康 ふれあい いきいき長寿 平成 5 年 10 月 2 日（土）～10 月 5 日（火）
第 7 回 かがわ大会	健康発 長寿行 オリーブの風に乗り 平成 6 年 10 月 22 日（土）～10 月 25 日（火）
第 8 回 島根大会	ひろげよう 神話の里から 長寿の輪 平成 7 年 10 月 21 日（土）～10 月 24 日（火）
第 9 回 みやざき大会	太陽の国 ひらく長寿の 夢ページ 平成 8 年 11 月 9 日（土）～11 月 12 日（火）
第 10 回 山形大会	すてきに輝け ねんりん青春 平成 9 年 9 月 20 日（土）～9 月 23 日（火）
第 11 回 愛知・名古屋大会	年の輪 人の輪 元気の輪 平成 10 年 10 月 31 日（土）～11 月 3 日（火）
第 12 回 ふくい大会	ねんりんの パワーを生かす 新時代 平成 11 年 10 月 9 日（土）～10 月 12 日（火）
第 13 回 大阪大会	なにわから 未来にかける 長寿の輪 平成 12 年 11 月 3 日（金）～11 月 6 日（月）
第 14 回 広島大会	あなたの笑顔にあいたいけん 平成 13 年 10 月 6 日（土）～10 月 9 日（火）
第 15 回 ふくしま大会	ほんとうの空に輝け ねんりんの輪 平成 14 年 10 月 19 日（土）～10 月 22 日（火）
第 16 回 徳島大会	ねんりんの 渦よ 輪になれ 踊り出せ 平成 15 年 10 月 18 日（土）～10 月 21 日（火）
第 17 回 群馬大会	ぐんま発の応援歌 平成 16 年 10 月 16 日（土）～10 月 19 日（火）
第 18 回 ふくおか大会	長寿の話 ひろげて人の輪 アジアの和 平成 17 年 11 月 12 日（土）～11 月 15 日（火）

第 19 回 しずおか大会	奏でよう ふじのくにから 健康賛歌 平成 18 年 10 月 28 日 (土) ~10 月 31 日 (火)
第 20 回 いばらき大会	さわやかな 長寿の風を 茨城に 平成 19 年 11 月 10 日 (土) ~11 月 13 日 (火)
第 21 回 かごしま大会	かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火 平成 20 年 10 月 25 日 (土) ~10 月 28 日 (火)
第 22 回 北海道・札幌大会	ねんりんに 夢を大志を 青春を 平成 21 年 9 月 5 日 (土) ~9 月 8 日 (火)
第 23 回 いしかわ大会	光る汗!輝くいしかわ 笑顔の輪 平成 22 年 10 月 9 日 (土) ~10 月 12 日 (火)
第 24 回 くまもと大会	火の国 燃えろ!ねんりん 夢・未来 平成 23 年 10 月 15 日 (土) ~10 月 18 日 (火)
第 25 回 宮城・仙台大会	伊達の地に 実れ!ねんりん いきいきと 平成 24 年 10 月 13 日 (土) ~10 月 16 日 (火)
第 26 回 こうち大会	長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流 平成 25 年 10 月 26 日 (土) ~10 月 29 日 (火)
第 27 回 とちぎ大会	咲かせよう!長寿の花を 栃木路で 平成 26 年 10 月 4 日 (土) ~10 月 7 日 (火)
第 28 回 やまぐち大会	おいでませ!元気な笑顔 ゆめ舞台 平成 27 年 10 月 17 日 (土) ~10 月 20 日 (火)
第 29 回 ながさき大会	長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい 平成 28 年 10 月 15 日 (土) ~10 月 18 日 (火)
第 30 回 あきた大会	秋田からつなぐ!つらなれ! 長寿の輪 平成 29 年 9 月 9 日 (土) ~9 月 12 日 (火)
第 31 回 とやま大会	夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から 平成 30 年 11 月 3 日 (土) ~11 月 6 日 (火)
第 32 回 和歌山大会	あふれる情熱 はじける笑顔 令和元年 11 月 9 日 (土) ~11 月 12 日 (火)
第 33 回 ぎふ大会 (中止)	清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪 令和 3 年 10 月 30 日 (土) ~11 月 2 日 (火)
第 34 回 神奈川・横浜・川崎・相模原大会	神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔 ~未病改善でスマイル 100 歳~ 令和 4 年 11 月 12 日 (土) ~11 月 15 日 (火)
第 35 回 えひめ大会	ねんりんを 重ねた愛顔 <sup>えがお</sup> 伊予に咲く 令和 5 年 10 月 28 日 (土) ~10 月 31 日 (火)
第 36 回 とっとり大会	咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花 令和 6 年 10 月 19 日 (土) ~10 月 22 日 (火)
第 37 回 ぎふ大会	清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪 令和 7 年 10 月 18 日 (土) ~10 月 21 日 (火)
第 38 回 埼玉大会	咲き誇れ!長寿と笑顔 彩の国 令和 8 年 11 月 7 日 (土) ~11 月 10 日 (火)
第 39 回 東京都	未定

# 第1回総会





# ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会 第1回総会

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

- (1) 議案第1号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
基本計画(案)について . . . . . P 23～P 25
- (2) 議案第2号 令和7年度事業計画(案)について . . . . . P 26～P 27
- (3) 議案第3号 令和7年度収支予算(案)について . . . . . P 28～P 29
- (4) 議案第4号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
常任委員会への委任事項(案)について . . . P 30～P 31
- (5) 議案第5号 ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市ソフトボール  
交流大会令和7年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱(案)  
について . . . . . P 32～P 40

### 4 閉 会

---

#### 【参考資料】

- ・ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会組織図 . . . P 41



### 3 議事

#### (1) 議案第1号

## **ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会 基本計画（案）について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則第10条第3項の規定に基づき、鴻巣市実行委員会基本計画（案）の承認を求めます。

# ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会基本計画(案)

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会は、「ねんりんピック彩の国さいたま2026」が埼玉県で開催されるにあたり「スポーツ交流大会」及び「各種イベント」(以下「交流大会等」という。)を開催する。

## 1 鴻巣市実行委員会における開催方針

- (1) 鴻巣市は、本大会を市民のスポーツ・文化活動への意識高揚を促進する好機と捉え、全国から集う参加者とともに健康増進や体力の維持向上を図り、さらには仲間づくりや生きがいづくりを促すなど、健康寿命の延伸に向けた取組を一層推進する。
- (2) 鴻巣市は、埼玉県のほぼ中央に位置しており、長い歴史と伝統を誇る「ひな人形のまち」として、また、近年では全国有数の「花のまち」としてその名が知られている。  
この交流大会等の開催にあたり、全国から集う方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、水と緑に囲まれた豊かな自然や地場産業など、本市の魅力を全国に発信する絶好の機会とするものとする。
- (3) 鴻巣市は「人にも生きものにもやさしい コウノトリの里 こうのす」を2030年のあるべき姿とし、SDGsの視点を取り入れ、「SDGsの推進による持続可能なまちづくり」を実践した大会とする。

## 2 実施主体

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会、鴻巣市

## 3 開催期間

令和8年11月7日(土)から11月10日(火)までの4日間

## 4 鴻巣市で開催する交流大会等

### (1) スポーツ交流大会

種目	予定会場	参加 予定数	競技日程			
			11/7 (土)	11/8 (日)	11/9 (月)	11/10 (火)
ソフトボール	吹上総合運動場(4面) 上谷総合公園(3面) 川里中央公園(3面)	1,065人 (71チーム)	◎	○	○	△

◎: 監督会議    ○: 交流大会(全日)    △: 交流大会(午前)

### (2) 各種イベント

健康づくり教室及びおもてなしイベントを各会場(予定)にて開催する。

## 5 広報活動

### (1) 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催を広く市民に周知し関心を高め、参加意識の高揚を図るとともに、大会開催の気運を盛り上げることにより実りある大会にすることを目的とする。

### (2) 広報活動の内容

ねんりんピックの開催情報等の周知を図るために、シンボルマークやマスコットキャラクター「コバトン&さいたまっち」、鴻巣市のメインキャラクター「ひなちゃん」等を活用し、関係機関・団体と連携して計画的かつ効果的な広報活動を行う。

#### ア 印刷物等による広報

- ・ 広報こうのす等への情報掲載
- ・ ポスターの掲示、チラシ等の配布
- ・ 啓発用グッズの配布等

#### イ インターネットを活用した広報

鴻巣市のホームページ、SNS等を活用し、大会情報や本市の魅力を全国に向けて発信。

#### ウ 工作物等による広報

のぼり旗等の工作物を効果的に設置し、交流大会等の開催周知に努める。

#### エ 各種行事による広報

市内で開催されるイベントに参加し、広報活動を実施するなど交流大会等に向け、開催機運の醸成を図る。

#### オ マスコミ等による広報

各報道機関等に対し、情報提供や取材等への協力を積極的に実施する。

#### カ 大会報告書の作成

鴻巣市で開催される「ねんりんピック」の成果を記録・保存するために大会報告書を作成する。

(2) 議案第2号

**令和7年度事業計画（案）について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則第10条第3項の規定に基づき、令和7年度鴻巣市実行委員会事業計画（案）の承認を求めます。

## 令和7年度事業計画(案)

ねんりんピック彩の国さいたま2026における鴻巣市での交流大会及び関連イベント等の円滑な運営に向けて、県実行委員会及び関係機関・団体等との密接な連携のもとに次の事業を行う。

### 1 各種会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 常任委員会の開催

### 2 先催地調査の実施

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）の視察  
会 期：令和7年10月18日（土）～10月21日（火）  
視 察 先：岐阜県 揖斐川町（いびがわ）「ソフトボール競技会場」

### 3 大会等の開催準備

交流大会及び関連イベント等の円滑な実施に向け、以下の準備を行う。

- (1) 大会実施計画の策定
- (2) 種目別開催要領の策定
- (3) 健康づくり教室の内容検討及び開催準備
- (4) 鴻巣市実施本部の設置準備

### 4 広報活動の実施

- (1) ポスター、チラシ、PRグッズ等の作成、配布
- (2) 各種イベント会場等における広報活動の実施

### 5 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体、会場管理者との連絡調整
- (3) その他関係機関、関係団体との連絡調整

(3) 議案第3号

**令和7年度収支予算（案）について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則第10条第3項の規定に基づき、令和7年度鴻巣市実行委員会収支予算（案）の承認を求めます。

令和7年度収支予算(案)

《 収 入 》

(単位：円)

大科目	中科目	小科目	摘 要	金 額
補助金	市補助金			910,000
		市実行委員会補助金		910,000
	県補助金			821,000
		県実行委員会補助金		821,000
収入合計				1,731,000

《 支 出 》

(単位：円)

大科目	中科目	小科目	摘 要	金 額
<b>1 市実行委員会運営費</b>				<b>811,000</b>
会議費 (162,000)	需用費			104,000
		消耗品費	会議時飲物・総会時記念品	104,000
	役務費			38,000
		郵券料	実行委員等への郵券料	38,000
	使用料及び賃借料			20,000
		借上料	会議室借上料	20,000
事務局費 (649,000)	旅費			64,000
		普通旅費	R 7 年度視察費	64,000
	交際費			6,000
		交際費	R 7 年度視察時の土産代	6,000
	需用費			558,000
		消耗品費	事務用品等	521,000
		印刷製本費	実行委員会封筒 (角 2 ・ 長 3 )	37,000
	役務費			21,000
		郵券料	県ソ協各委員会へ文書発送	20,000
		手数料	振込手数料	1,000
<b>2 交流大会開催準備事業費</b>				<b>510,000</b>
啓発費 (510,000)	需用費			510,000
		消耗品費	P R 用啓発品等購入	455,000
		印刷製本費	啓発用ポスター・チラシ等	55,000
<b>3 競技主管団体準備事業費</b>				<b>360,000</b>
補助金 (360,000)	負担金及び補助金			360,000
		補助金	競技団体準備補助金	360,000
<b>4 予備費</b>				<b>50,000</b>
予備費 (50,000)	予備費			50,000
支出合計				1,731,000

(4) 議案第4号

**ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
常任委員会への委任事項（案）について**

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則第10条第3項の規定に基づき、常任委員会への委任事項（案）について承認を求めます。

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会  
常任委員会への委任事項 ~~＝(案)＝~~

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会則第10条第3項  
第5号の規定に基づき、次の事項を常任委員会に委任する。

**1 総務、企画に関する事項**

- 事務局に関すること
- 先催地市町の調査に関すること
- 本大会実施に関すること

**2 広報、観光PR、おもてなしに関する事項**

- 広報の方法やPRグッズの作成に関すること
- 市民参加のためのイベントに関すること
- 選手・監督・来訪者等へのおもてなしに関すること

**3 競技、式典に関する事項**

- 開催要領・プログラムに関すること
- 大会を運営する競技役員・補助員・スタッフに関すること
- 競技記録の集計に関すること

**4 市民参加に関する事項**

- 交流大会等のボランティアに関すること

**5 健康づくり、福祉、生きがい関連イベント等に関する事項**

- 健康増進等の普及啓発に関すること
- 健康相談に関すること

**6 医事衛生に関する事項**

- 会場の救護所の設置に関すること

**7 輸送、交通、警備及び防災に関する事項**

- 県の輸送計画への協力
- 観客等の輸送・交通に関すること
- 会場の警備・防災に関すること

**8 その他会務に必要な事項**

(5) 議案第5号

**ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市ソフトボール交流大会  
令和7年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱(案)について**

第38回全国健康福祉祭埼玉大会(ねんりんピック彩の国さいたま2026)を開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、県の制定した令和7年度全国健康福祉祭埼玉大会開催準備事業補助金要綱に基づき、競技主管団体に対する準備事業補助金交付要綱(案)を定めることについて承認を求めます。

ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市ソフトボール

交流大会 令和7年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱 ~~(案)~~

(趣旨)

第1条 この要綱は、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市ソフトボール交流大会の円滑な開催及び運営を図るため、ねんりんピック彩の国さいたま2026鴻巣市実行委員会会長（以下「会長」という。）が、競技主管団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において令和7年度競技主管団体準備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助対象経費の詳細、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表1及び2に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要とみとめるもの

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第4条 会長は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

3 会長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付を申請した者に通知する。

(交付決定後生じた事情による内容の変更等)

第6条 会長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は事業を遂行することができなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の変更をした場合は、前条の規定を準用する。

(計画変更に係る承認の申請)

第7条 補助事業者は、事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）に変更事業計画書（様式第2号）及び

変更収支予算書（様式第3号）を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額への影響が20%以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 会長は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

（補助事業の遂行の指示）

第10条 会長は、補助事業者が提出する報告書等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他会長が必要とみとめるもの

2 前項の実績報告書等は、事業が完了した日から起算して30日以内

又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助対象事業費から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第13条 会長は、第11条の実績報告書の提出があった場合において、当該事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるための必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 第11条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合に準用する。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、第12条の通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 会長は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第16条 会長は、前2条の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めるときは、概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第10号)に、会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (4) この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の取り消しをする場合は、第5条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第18条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第11条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第11号)によりす

みやかに会長に報告しなければならない。

- 4 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類を備え、その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 (第2条関係)

補助事業	補助対象経費	補助対象 経費の詳細	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
競技主管団体 準備事業	<p>競技主管団体が実施する次の事業について市実行委員会が以下の経費について補助する場合において、当該補助に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第37回全国健康福祉祭岐阜大会及び全国健康福祉祭に類似する大会の視察調査に要する費用</li> <li>2 審判員等の養成に要する経費</li> <li>3 市実行委員会、その他の関係団体との連絡調整に要する経費</li> <li>4 競技体験会の実施に要する経費(※)</li> <li>5 その他交流大会準備に要する経費</li> </ol>	別表2のとおり	競技主管団体	競技主管団体	10分の10	<p>600千円</p> <p>※競技主管団体が市と共同で競技体験会を実施する場合、100千円を加算した額を上限とする。加算する場合は、事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号に)記載すること。</p>

備考

- 1 旅費に関しては、鴻巣市職員等の旅費に関する条例(平成3年3月26日条例第6号)により算出された額を上限とする。
- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 その他、事業の実施に必要と認められる経費については、事前に市実行委員会事務局と協議すること。

別表2 補助対象経費の詳細

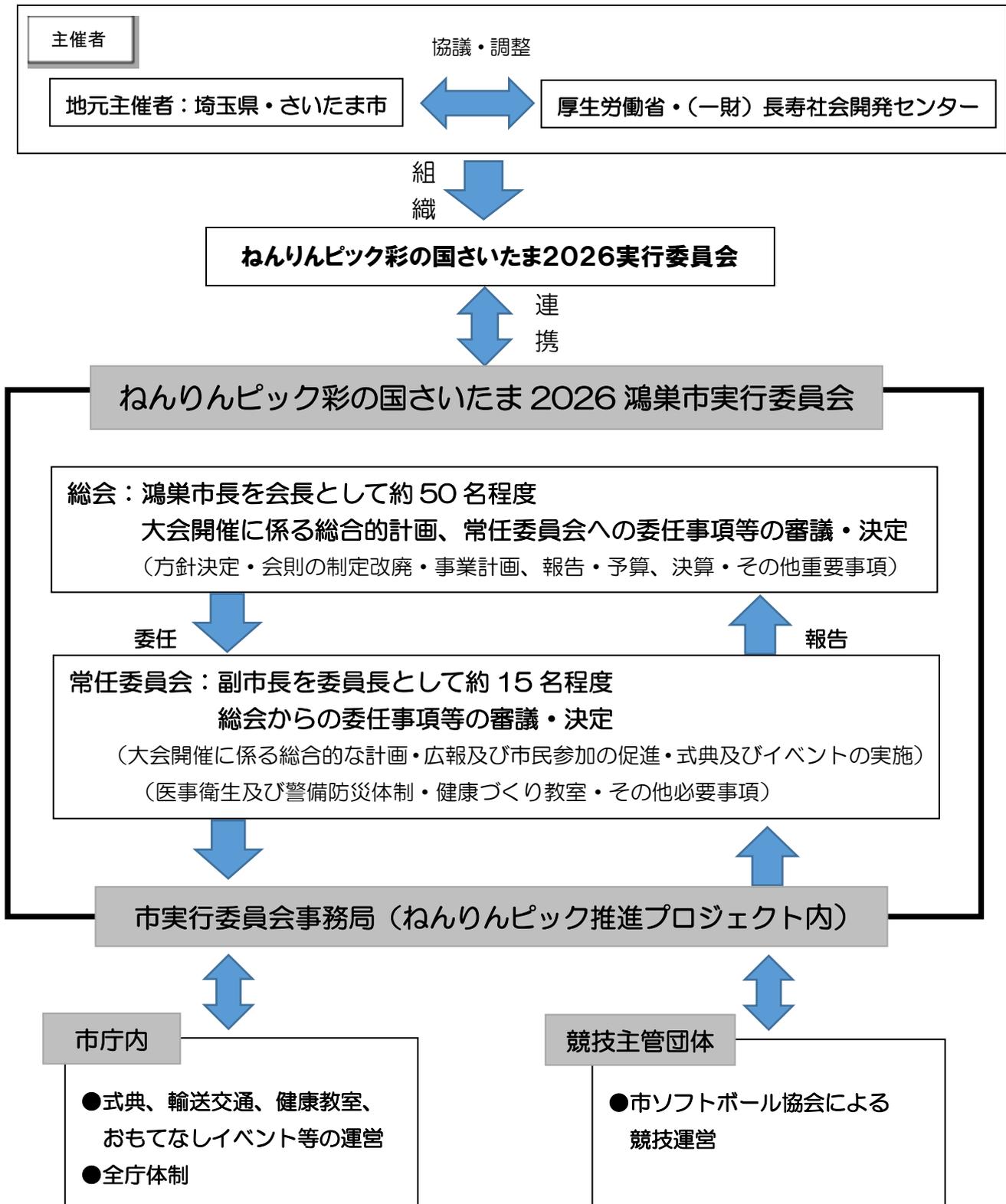
1 競技主管団体準備事業

項目	補助対象経費	備考
報償費	審判員等養成に係る講師謝金等	※講習会受講者は対象外とする。
旅費	中央競技団体、県及び市実行委員会との打ち合わせに係る旅費、審判員等養成に係る講師及び受講者旅費、第37回全国健康福祉祭岐阜大会等の視察調査に要する交通費・宿泊費等	
需用費	講習会・競技体験会等に必要な印刷費、消耗品、競技用具の購入代等	※備品の購入費は対象外とする。 ※視察調査等のお土産代は対象外とする。
(食糧費)	会議開催に伴う湯茶代及び審判員等養成に係る講師の昼食代等	※講習会受講者に対する食事(弁当)代、湯茶代は対象外とする。
役務費	通信運搬費、手数料及び保険料等	
使用料及び賃借料	会場・会議室使用料、高速道路使用料、駐車場料、競技用具・車両の借上料(レンタカーなど)等	

備考

※開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は対象外とする。

### ねんりんピック彩の国さいたま 2026 鴻巣市実行委員会組織図



## シンボルマーク



老いも若きも仲良く、ともに生きていく社会を二人の人物で表しています。また、2つの円は、その組み合わせにより、お互いに助け合い、健康と福祉の輪が未来に向かって広がっていくことを意味しています。

## マスコットキャラクター



「コバトン&さいたまっち」

### コバトン

県で開催された「第59回国民体育大会」をアピールするため、県民の鳥「シラコバト」をモチーフして誕生。

### さいたまっち

コバトンと一緒に埼玉県を盛り上げる、新しい県マスコットとして誕生。

コバトン&さいたまっちと一緒に「ねんりんピック彩の国さいたま 2026」を元気いっぱい、応援します。



## ねんりんピック彩の国さいたま 2026 鴻巣市実行委員会

事務局：鴻巣市健康福祉部ねんりんピック推進プロジェクト

〒369-0121 鴻巣市吹上富士見 1-1-1

鴻巣市市役所 吹上支所 第二棟内

電話：048-598-8320 FAX：048-549-1082

E-mail：nenrin@city.kounosu.saitama.jp